

庁舎等の設備保守管理業務委託契約書

- 1 委託番号 総委第5号
- 2 委託名 庁舎等の設備保守管理業務委託
- 3 委託場所 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4
(甲佐町役場庁舎・生涯学習センター及び議会棟)
- 4 委託料 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

甲佐町（以下「委託者」という。）と （以下「受託者」という。）との間において、上記内容により次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、建築物の維持管理に関し、衛生的な環境の確保と公衆衛生の向上及び増進に資するための設備保守業務を委託し、受託者はこれを請負誠実に履行する。

(契約業務の内容)

第2条 この契約に基づく設備保守管理業務の内容は下記に掲げるもののほか、別紙仕様書のとおりとする。

甲佐町役場・生涯学習センター・甲佐町議会棟設備保守管理業務

- (1) 電気設備（自家発電設備、太陽光発電設備、外灯設備、避雷設備、構内配電・通信線路）
- (2) 防災設備（消火栓、屋外消火栓、自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯、排煙設備、配線、非常用照明装置）
- (3) 給排水・衛生設備（受水槽、排水槽、湧水槽、給水ポンプユニット、排水・湧水ポンプ、電気温水器）
- (4) 空調設備（空気熱源ヒートポンプユニット、冷温水器、冷却塔、熱交換器、膨張タンク、ヘッダー、オイルタンク、冷温水・オイルポンプ、ユニット形空調機、ファンコイルユニット、パッケージ型空調機、全熱交換器、換気・送風機、ダクト）
- (5) 中央監視制御装置（発停・状態・警報・計測・設定・積算、263ポイント）

(契約期間)

第3条 本契約の期間は2021年4月1日から2022年3月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、金 円をもらうものとする。

(委託料の支払)

第5条 委託者は、2021年4月から2022年3月までの各月分の委託料を作業が完了した月の翌月に支払うものとする。

2 受託者は前項の金額を12ヶ月で除した金 円(消費税及び地方消費税額を含む)を毎月の末日に委託者に請求し、委託者は業務完了届出書及び支払請求書が正当であると認めたときは、その書類を受領した日から30日以内に各月分の委託料を受託者に支払うものとする。

(器具機材等の負担)

第6条 本業務に使用する器具、資材等は全て受託者の負担とする。

但し、委託者が認めたものについては、委託者と受託者とが協議の上決定するものとする。

(業務遂行の計画及び報告)

第7条 受託者は本業務に関する専門的实施計画を策定し、計画的に業務を実施し、その結果等の記録を委託者に提示し請負業務の完遂を確認し合うものとする。

2 毎月の作業完了後、業務完了届出書及び清掃・保守点検記録写真撮影要領に基づいて作成した写真帳を提出するものとする。

(法令上の責任)

第8条 受託者は本業務にあたる受託者の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

(規律維持)

第9条 受託者は本業務に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の維持に責任を負うものとする。

2 受託者は受託者の定める制服を着用させ、受託者の従業員であることを明確にするものとする。

(守秘義務)

第10条 委託者及び受託者は本業務遂行にあたって知り得た相互の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(用水等の提供)

第 1 1 条 委託者は業務遂行のため受託者が必要とする用水及び光熱を受託者に提供するものとする。

(損害賠償の責任)

第 1 2 条 受託者は本業務遂行中において受託者及び受託者の従業員の責めに帰すべき事由により委託者若しくは第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償額については委託者と受託者とが協議の上定めるものとする。

(社会紛争及び天災)

第 1 3 条 騒擾、交通機関の労働争議等の社会紛争、若しくは地震、大雪、洪水、火災等の事由により、受託者の業務遂行が不可能又は困難となった場合、受託者は委託者がこうむる損害についてはその責めを負わないものとする。

(契約の解除)

第 1 4 条 委託者又は受託者が止むを得ない理由により契約期間中に本契約を解除しようとする場合は、3ヶ月前に書面をもってその旨を相手方に通知し委託者と受託者とが協議するものとする。

2 委託者又は受託者に解除に相当する契約違反があり、業務の履行に重大な支障が生じる場合は、前項の規定にかかわらず、直ちに通知し契約を解除することができる。

(協議事項)

第 1 5 条 本契約に定めない事項については、その都度委託者と受託者とが協議の上別に定めるものとする。

上記契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、委託者及び受託者が記名の上、各 1 通保有する。

令和 3 年 月 日

(委託者) 上益城郡甲佐町大字豊内 7 1 9 番地 4

甲 佐 町

代表者 甲佐町長 奥 名 克 美 印

(受託者)

印